

派遣先通知

令和 ◆ 年 9 月 16 日 に締結した労働者派遣契約に基づき次の者を派遣します。

派遣労働者氏名	労働 花子		性別	女	①
協定対象派遣労働者(労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の対象となる派遣労働者)であるか否かの別	☒ 協定対象派遣労働者である (労使協定方式)				②
	☐ 協定対象派遣労働者でない (派遣先均等・均衡方式)				
雇用期間	☐ 無期雇用 . ☒ 有期雇用				③
年齢	☐ 18歳未満 (歳)		☒ 60歳未満 (☒ 45歳以上の場合)		①
被保険者資格取得届の提出の有無 提出がない場合の 具体的な理由	雇用保険	☒ 有 . ☐ 無	無の場合の具体的な理由		⑤
	健康保険	☐ 有 . ☒ 無	無の場合の具体的な理由		⑤
			1週間の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であるため		
	厚生年金保険	☐ 有 . ☒ 無	無の場合の具体的な理由		⑤
			1週間の所定労働時間及び1箇月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であるため		

上記の派遣労働者が、貴社を離職して1年を経過していない者(60歳以上の定年退職者は除きます。)である場合は、早急に弊社までお知らせください。

↓ 以下は当てはまる場合のみ記載

派遣契約で定めた内容の組み合わせが複数ある場合の通知事項				
就業日				⑥
就業時間	: ~ :	休憩時間		⑥
その他				
派遣契約で定めた内容と派遣労働者に明示した内容が異なる場合の明示内容についての通知				
派遣期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
就業日				⑥
就業時間	: ~ :	休憩時間		⑥
就業日外労働				⑥
就業時間外労働				⑥
派遣先責任者		派遣元責任者		⑥
便宜供与				⑥
その他				

労働者派遣事業関係業務取扱要領 第6 派遣元事業主の講ずべき措置等 より一部抜粋

①	派遣労働者の氏名及び性別（派遣労働者が45歳以上である場合にあってはその旨並びに当該派遣労働者の氏名及び性別、派遣労働者が18歳未満である場合にあっては当該派遣労働者の年齢並びに氏名及び性別） 労働者派遣をする際に、性別等を派遣先に通知する趣旨は、派遣先における労働関係法令の遵守を担保することにあることに留意すること
②	協定対象派遣労働者であるか否かの別 通知をした後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない
③	無期雇用派遣労働者か有期雇用派遣労働者であるかの別 通知をした後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない
④	派遣労働者が法第40条の2第1項第2号による60歳以上の者であるか否かの別 通知をした後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない
⑤	派遣労働者に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合は、当該書類が提出されていない具体的な理由を付して派遣先及び派遣労働者へ通知しなければならない） 具体的な理由としては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用基準を満たしていない場合にあっては、単に「適用基準を満たしていないため」、「被保険者に該当しないため」等と記載するのでは足りず、「1週間の所定労働時間が〇時間であるため」等、適用基準を満たしていないことが具体的にわかるものであることが必要である また、被保険者資格の取得届の途中でである場合にあっては、単に「途中でであるため」等と記載するのではならず、「現在、必要書類の準備中であり、今月の〇日には届出予定」等と、手続の具体的な状況を記載することが必要である なお、当該通知により、派遣先は当該労働者派遣に係る派遣労働者が派遣元において労働・社会保険に加入するか否かについての明確な認識を持った上で、当該労働者派遣の受入れを行う効果が期待できるものであることに留意すること さらに、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況について変更があった場合にも通知を行わなければならないので留意する
⑥	当該派遣労働者の派遣就業の就業条件の内容が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約の就業条件（第5の2の(1)のイの(ハ)の⑤、⑥、⑪、⑫、⑬に係る就業条件に限られる）の内容と異なる場合における当該派遣労働者の就業条件の内容 （第5の2の(1)のイの(ハ)の⑤、⑥、⑪、⑫、⑬は以下のとおり） ⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日 ⑥ 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間 ⑪ 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項 ⑫ 労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑤の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数 ⑬ 派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣労働者に対し、派遣先が設置及び運営する物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているもの（給食施設、休憩室及び更衣室を除く。）の利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与、教育訓練その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜の供与に関する事項
(6)	労働者派遣契約において就業条件の内容の組合せごとに派遣労働者の人数を定めなければならないため、同一の組合せの範囲内で派遣労働者が交代する場合を除き、派遣労働者の就業条件は、当該派遣労働者の属する組合せと同一となる このため、同一の組合せの範囲内で派遣労働者が交代しない場合は、それぞれの組合せごとに①から⑤までを通知し、派遣労働者が交代する場合は、それぞれの組合せごとの①から⑤並びに当該交代することとなる派遣労働者の氏名及び当該交代により労働者派遣契約と異なることとなる就業条件の内容を明確にして通知すれば足りるものであり、全ての派遣労働者ごとにその就業条件を併せて通知する必要はない 当該派遣先で就業することとなる業務の遂行について当該業務を行う労働者に免許、資格等を有することが法令により義務付けられている場合には、派遣元事業主は当該免許、資格等を有する者を派遣する必要があるので留意すること